



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 サ ン リ ッ
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 三 浦 康 英
(コード番号 9366)
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 常 務 執 行 役 員 田 中 光 晴
(TEL 03-3471-0011)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日に開催予定の第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第 2 条(目的)を変更するものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 70 期定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を担当しない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、定款第 26 条(損害賠償責任の一部免除)を変更するものであります。この変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日(水)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日(水)

以 上

別紙(定款変更の内容)

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は株式会社サンリツと称し、英文ではSAN RITSU CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を行うことを目的とする。 1. 一般貨物の梱包 2. 貨物自動車運送事業 3. 貨物運送取扱事業 4. 倉庫業 5. 木箱製造業 6. 包装資材および機材の加工・製造並びに販売 7. 不動産の賃貸 8. 機械器具設置工事業 9. 通関業 10. 港湾運送事業 11. 産業廃棄物収集運搬業 12. 特定労働者派遣業 13. 工作機械等重量物の架設、設置および解体業務 14. 機械、玩具および家具の製造、計量、点検、修理並びに販売に関する事業 15. 動物用医療機器等の製造、輸入、点検、検査並びに販売に関する事業 16. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器等の製造、輸入、点検、検査並びに販売に関する事業 17. その他上記各号に付帯、または関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数および選任)</p> <p>第18条 当社に取締役7名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p> <p><u>2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会において、その議決権の過半数を以って行う。</u> <u>3. 前項の決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. (現行どおり) 9. (現行どおり) 10. (現行どおり) 11. (現行どおり) 12. (現行どおり) 13. (現行どおり) 14. (現行どおり) 15. 動物用医療機器等の製造、輸入、点検、検査並びに販売、<u>貸与若しくは修理に関する事業</u> 16. 医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器等の製造、輸入、点検、検査並びに販売、<u>貸与若しくは修理に関する事業</u> 17. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数および選任)</p> <p>第18条 当社に取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>7名以内を置く。 <u>2. 当社に監査等委員である取締役4名以内を置く。</u> <u>3. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> <u>4. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以って行う。</u> <u>5. 前項の決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第19条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
(新設) 2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、 <u>現任取締役の残任期間とする。</u>	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設) (代表取締役等) 第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。 2. 取締役会は、その決議により取締役会長1名を選定することができる。	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u> 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u>
(取締役会) 第21条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い当会社の業務の執行を決定する。 2. 取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規則による。 3. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数を以て行う。 4. 取締役会は、取締役会であらかじめ定めた代表取締役これを招集する。同代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。招集の通知は、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に発することを要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。 5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、 <u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u>	(代表取締役等) 第20条 (現行どおり) (取締役会) 第21条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 取締役会は、取締役会であらかじめ定めた代表取締役がこれを招集する。同代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。招集の通知は、各取締役に対して少なくとも会日の3日前に発することを要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。 5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
(新設) 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数および選任) 第22条 当会社に監査役4名以内を置く。 2. <u>監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会において、その議決権の過半数を以て行う。</u>	(取締役の報酬等) 第22条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
(任期) 第23条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u>	(削除) (削除) (削除)
(常勤監査役) 第24条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会) 第25条 監査役会は、法令および本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。 2. 監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)

現行定款	変更案
<p>3. <u>監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に発することを要する。</u> <u>ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) 第26条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。) および会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2. 当社は、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第27条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(自己の株式の取得) 第29条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第30条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>第8章 附則 (法令の準拠) 第31条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会) 第23条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> 2. <u>監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対して少なくとも会日の3日前に発することを要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員) 第24条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第25条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数を以て行う。</u></p> <p>第6章 取締役および会計監査人の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) 第26条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。) および会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) 第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(自己の株式の取得) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第30条 (現行どおり)</p> <p>第8章 附則 (法令の準拠) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第32条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、第70期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。) の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>